(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和4年(2022年)6月30日

滋賀県知事 三日月 大造 様

提出者

住 所 滋賀県大津市京町四丁目1-1

氏 名 滋賀県知事 三日月 大造 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0740-22-5255

(北部流域下水道事務所)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他 その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称		高島浄化センター		
事業場の所在地		高島市今津町今津448一106		
	計画期間	令和4年4月~令和5年3月		
当該	亥事業場において現に行.	っている事業に関する事項		
①事業の種類		大分類:電気・ガス・熱供給・水道業 中分類:水道業 小分類:下水道業		
	②事業の規模	処理水量(日最大) 16,400m3/日(令和3年度末現在)		
	③従 業 員 数	2 8 人		
	④産業廃棄物の一連 の処理の工程	高島 浄化セン ター 汚泥、廃アラスチック (しさ) 脱水汚泥 脱水汚泥 ・焼却処分)		

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図) 滋賀県 (施設管理者) 滋賀県知事 ◆ → 琵琶湖環境部長 ◆ → 下水道課長 北部流域下水道事務所長 *処理計画作成 メンテナンス業者 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 【前年度(令和3年度)実績】 汚 泥 産業廃棄物の種類 排出量 36, 075 t (これまでに実施した取組) ①現状 下水道普及率の増加から流入下水量も増加して、汚泥の発生量は 年々増加傾向にあるが、余剰汚泥の発生量を抑制するために、凝集 剤の添加量低減を試みている。 【目標】 産業廃棄物の種類 汚 泥 排出量 36, 075 t ②計画 (今後実施する予定の取組) 今後も継続して取り組むこととする。 産業廃棄物の分別に関する事項 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ①現状 発生する産業廃棄物の再生利用を促進し、最終処分量を減少させるため、 産業廃棄物の種類別の分別の徹底を促進している。 (今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ②計画 今後も継続して取り組むこととする。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項						
	【前年度(令和3年度)実績】					
	産業廃棄物の種類	汚泥				
OTH/IA	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	3, 765 t	t			
①現状	(これまでに実施した取	組)				
	湖西浄化センターで再生処理	(燃料化)を実施した。				
	【目標】	【目標】				
	産業廃棄物の種類	汚泥				
@ 1 . 	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	3, 765 t	t			
②計画	(今後実施する予定の取	組)				
	湖西浄化センターで再生処理コンポスト化(堆肥化)へ向					
自ら行う産業廃棄物の	中間処理に関する事項					
【前年度(令和3年度)実績】						
	産業廃棄物の種類	汚泥				
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	t			
①現状	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	32, 283 t	t			
	(これまでに実施した取	組)				
	発生した産業廃棄物は自ら処理することを原則としており、下水汚泥の減量化・安 定化・資源化を図るため事業所内で、中間処理(脱水)を実施している。					
	【目標】					
	産業廃棄物の種類	汚泥				
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	O t	t			
②計画	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	32, 283 t	t			
	(今後実施する予定の取	組)				

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項						
	①現状	産業廃棄物の種類	汚泥			
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	t		
		(これまでに実施した取組)				
	②計画 (2)	【目標】				
		産業廃棄物の種類	汚泥			
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	t		
		(今後実施する予定の取組)				
産業	廃棄物の処理の委託に 「	1				
		【前年度(令和3年度)実績]			
	①現 状	産業廃棄物の種類	汚泥			
		全処理委託量	2 7 t	t		
		優良認定処理業者への 処理委託量	2 7 t	t		
		再生利用業者への 処理委託量	t	t		
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t		
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t		
	産 発 も	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連法令、その他の規則を遵守している。 発生した産業廃棄物は自ら処理することを原則とし、処理業者に委託する場合であって も、収集運搬から処分に至るまで確認し、的確に管理している。 資源循環型社会の構築のため、最終処分量の削減および再利用の拡大を行っている。				

(第5面)

	② 計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類	汚泥	
		全処理委託量	2 7 t	t
		優良認定処理業者への 処理委託量	2 7 t	t
		再生利用業者への 処理委託量	t	t
2		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
		(今後実施する予定の取組)		
		今後も継続して取り組むこととする。		
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成 工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規 模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量とついて、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のと おり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の 種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入 すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、 「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。